

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。） <u>第12条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。） <u>第6条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
(使用料の免除) 第5条の3 条例第6条の規定により、次の各号の <u>いずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。</u> (1)・(2) (略) 2 (略)	(使用料の免除) 第5条の3 条例第5条の2の規定により、次の各号の <u>一に該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。</u> (1)・(2) (略) 2 (略)
第10条 (略)	第10条 (略)
(指定管理者による管理) 第11条 条例第7条第1項の規定により同項の <u>指定管理者（以下「指定管理者」という。）に少年自然の家の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条第2号の規定の適用については、同号中「少年自然の家所長（以下「所長」という。）」とあるのは、「指定管理者」とし、この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該休所日について教育委員会の承認を受けなければならない。</u> 2 <u>指定管理者による管理の場合における第3条第1項第8号及び第3項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項並びに第10条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「使用しようとする</u>	

日の30日前（日帰りにあつては15日前）」とあり、及び第5条第2項中「使用しようとする日の15日前」とあるのは「指定管理者が定める日」とする。

- 3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県少年自然の家所長」とあり、及び「所長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第12条 指定管理者による管理の場合には、第5条の2及び第5条の3の規定は適用しない。

- 2 指定管理者による管理の場合には、使用者は条例第9条第2項に定める利用料金を、指定管理者が定めるところにより納付しなければならない。

- 3 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 4 条例第9条第6項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金の全部を免除する。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合（ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。）

(2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合

- 5 その他指定管理者が特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第10条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 少年自然の家の管理の業務に関する事業計画書

(2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、新潟県教育委員

会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める書類

（運営協議会）

第14条（略）

2 運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

（管理の細則）

第15条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

別記

第1号様式（第4条関係）

使用申込書

（略）

（略）	
団体代表者名	
団体電話番号	

（略）

（略）	
使用料の減免	<input type="checkbox"/> 教育課程に基づく教育活動（第5条の3第1項第1号又は第12条第4項第1号該当） <input type="checkbox"/> 少年自然の家主催事業（第5条の3第1項第2号又は第12条第4項第2号該当） <input type="checkbox"/> その他特に必要と認める場合（第5条の3第2項又は第12条第5項該当）
（略）	

（略）

第2号様式（第5条関係）

（略）

第3号様式（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

（運営協議会）

第11条（略）

2 運営協議会に関し必要な事項は、新潟県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て所長が定める。

（所長への委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し、必要な事項は、教育長の承認を得て、所長が定める。

別記

第1号様式（第4条関係）

使用申込書

（略）

（略）	
団体代表者名	

（略）

（略）	
使用料の減免	<input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第1号該当（教育課程に基づく教育活動） <input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第2号該当（少年自然の家主催事業） <input type="checkbox"/> 第5条の3第2項該当（その他教育委員会が特に必要と認める場合）
（略）	

（略）

第2号様式（第5条関係）

（略）

新潟県教育委員会 様

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

新潟県少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県少年自然の家条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他教育長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。